

議案第 4 5 号参考資料 2

利根町議会議員及び利根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例新旧対照表

現行	改正案
第 1 条から第 7 条まで 省略 (選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続) 第 8 条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が <u>7 円 7 3 銭</u> を超える場合には、<u>7 円 7 3 銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第 1 4 2 条第 1 項第 7 号に定める枚数の範囲内のものであることについて、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り上げた額）を、第 6 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求により、当該ビラ作成業者に支払うものとする。 第 9 条以下 省略	第 1 条から第 7 条まで 省略 (選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続) 第 8 条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が <u>8 円 3 8 銭</u> を超える場合には、<u>8 円 3 8 銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第 1 4 2 条第 1 項第 7 号に定める枚数の範囲内のものであることについて、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り上げた額）を、第 6 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求により、当該ビラ作成業者に支払うものとする。 第 9 条以下 省略 <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u> <u>(適用区分)</u> <u>2 この条例による改正後の利根町議会議員及び利根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用する。</u>